

株 主 各 位

岡山市北区今村650番111
(東京本部:東京都港区芝公園二丁目4番1号
ダヴィンチ芝パークA館8階)

株式会社テイツー

代表取締役社長 大橋 康 宏

第20期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第20期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成22年5月25日(火曜日)午後6時30分までに到着するようご返送のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年5月26日(水曜日)午前10時
2. 場 所 東京都港区芝公園二丁目5番20号
メルパルク東京 5階 瑞雲の間
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第20期(平成21年3月1日から平成22年2月28日まで)事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第20期(平成21年3月1日から平成22年2月28日まで)計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|-------|----------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役2名選任の件 |
| 第4号議案 | 大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新の件 |
| 第5号議案 | 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件 |

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(アドレス <http://www.tay2.co.jp/>)に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成21年3月1日から  
平成22年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、エコカー減税、エコポイント制度、定額給付金などの政府の経済対策により、一部に景気底打ちの兆しがみられたものの、物価下落によるデフレ懸念等、景気の先行き不透明感は高まっております。当社グループが属する小売サービス業におきましては、失業率の高止まりなど雇用環境の悪化を背景に、生活防衛を意識した節約志向が強まるなど、依然として厳しい経営環境が続いております。

こうした経営環境ではありましたが、経費削減を中心とした継続的な経営努力が奏功し、当連結会計年度の連結売上高は417億6千万円(前期比0.4%増)、連結営業利益は12億6百万円(前期比34.7%増)、連結経常利益は11億2千4百万円(前期比33.1%増)となりました。また、減損損失や事業構造改善費用等の特別損失を計上した一方で、子会社2社を吸収合併したことにより被合併会社の繰越欠損金を引継ぐことによる税額の減少及び税効果会計等の影響もあり、連結当期純利益は7億4千1百万円(前期比436.7%増)となりました。

#### 【古本市場事業の概況】

古本市場事業におきましては、一部店舗の大規模な店舗改装を行い店舗競争力の強化に努めたことなどにより、売上の拡大を図ってまいりました。また、古本市場全店舗に新しいPOSシステムを導入し、店舗オペレーションの効率化を図るとともに、店舗賃料の減額交渉など固定費削減においても、一定の成果を収めることができました。新規出店といたしましては、古本市場高槻春日町店(大阪府)、古本市場新小岩店(東京都)、古本市場春日部緑町店(埼玉県)、古本市場長吉長原店(大阪府)に加え、Family Mart南千住八丁目店(東京都)の出店を行いました。

上記に加え、株式会社ユーブックとの吸収合併効果の最大化を目指し、リアル(古本市場事業)とオンライン(EC事業)の本格的な融合に向けた検討を進めました。具体的には当連結会計年度の後半期を中心に、システムインフラやリソースの面での再確認を行うとともに、経営資源の最適化及び事業セグメント間のシナジーの最大化を目的とした組織変更及びオフィス統合、物流センターの統合及び機能集約を決定いたしました。

た。その結果、事業構造改善費用として特別損失 9 千 8 百万円を計上いたしましたが、将来のグループ経営の戦略性と機動性を高めるための基盤の整備に着手することができました。

こうした取り組みの結果、当連結会計年度における古本市場事業の売上高は 3 8 6 億 9 千 9 百万円（前期比 1.0%増）、営業利益は 2 1 億 6 千万円（前期比 0.3%増）となりました。

#### 【アイ・カフェ事業の概況】

アイ・カフェ事業におきましては、季節限定のドリンク・フード類を充実させたほか、コミックスやネットゲームコンテンツの拡充を行うなど顧客サービスの強化に取り組むと同時に、各種割引券を配布するなど販促活動に注力いたしましたが、個人消費低迷の影響で顧客数の維持が難しい状況が続いたことに加え、売上が最も見込める夏季に天候が不順であったことなどの影響により、当連結会計年度におけるアイ・カフェ事業の売上高は 2 6 億 7 千 5 百万円（前期比 6.0%減）となりました。一方利益の面では、業務効率化を図り人件費等のコントロールに努めた結果、営業利益は 3 千 5 百万円（前連結会計年度は営業損失 1 億 5 千 7 百万円）と黒字を確保することができました。

#### 【EC事業の概況】

EC事業におきましては、商材を入替えながらリサイクル品の廉価販売を行うなど各種販促活動の実施により、売上拡大を図ってまいりました。なお、長年使っていた「@古本市場」から「古本市場オンライン」と屋号をあらためてリニューアルオープンすると同時に、ツイッターなどのソーシャルメディア（ユーザーが情報を発信し、形成していくメディア）の機能を導入し、顧客利便性の向上に努めてまいりました。しかしながら、昨今の消費環境の悪化の影響等により、当連結会計年度におけるEC事業の売上高は 4 億 6 千万円（前期比 9.6%減）、営業損失は 2 千 8 百万円（前連結会計年度は営業利益 1 百万円）となりました。

## 事業別売上高

| 事業別／期別                     |         | 第 19 期<br>(平成21年 2 月期) |         | 第 20 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成22年 2 月期) |       | 増 減 率 |
|----------------------------|---------|------------------------|---------|-------------------------------------|-------|-------|
|                            |         | 金額                     | 構成比     | 金額                                  | 構成比   |       |
|                            |         | 千円                     | %       | 千円                                  | %     | %     |
| リ<br>サ<br>イ<br>ク<br>ル<br>品 | 本       | 4,678,193              | 11.3    | 4,637,529                           | 11.1  | △0.8  |
|                            | ゲ ー ム   | 8,162,672              | 19.6    | 8,398,142                           | 20.1  | 2.8   |
|                            | C D     | 650,935                | 1.6     | 642,783                             | 1.6   | △1.2  |
|                            | ビデオ・DVD | 971,194                | 2.3     | 801,213                             | 1.9   | △17.5 |
|                            | 古 着     | 11,002                 | 0.0     | 29,203                              | 0.1   | 165.4 |
|                            | そ の 他   | 5,073                  | 0.0     | 20,287                              | 0.0   | 299.8 |
|                            | 計       | 14,479,071             | 34.8    | 14,529,160                          | 34.8  | 0.3   |
| 新<br>品                     | 本       | 721,573                | 1.7     | 681,589                             | 1.7   | △5.5  |
|                            | ゲ ー ム   | 20,526,543             | 49.4    | 20,942,517                          | 50.2  | 2.0   |
|                            | C D     | 1,139,680              | 2.7     | 978,126                             | 2.3   | △14.1 |
|                            | ビデオ・DVD | 1,079,535              | 2.6     | 837,063                             | 2.0   | △22.4 |
|                            | そ の 他   | 62,208                 | 0.2     | 53,424                              | 0.1   | △14.1 |
|                            | 計       | 23,529,541             | 56.6    | 23,492,720                          | 56.3  | △0.1  |
| レ ン タ ル                    | 148,427 | 0.3                    | 128,091 | 0.3                                 | △13.7 |       |
| 業 務 提 携                    | 38,232  | 0.1                    | 35,828  | 0.1                                 | △6.2  |       |
| そ の 他                      | 112,195 | 0.3                    | 508,903 | 1.2                                 | 353.5 |       |
| 古 本 市 場 事 業                |         | 38,307,468             | 92.1    | 38,694,704                          | 92.7  | 1.0   |
| アイ・カフェ事業                   |         | 2,846,938              | 6.8     | 2,658,518                           | 6.3   | △6.6  |
| E C 事 業                    |         | 439,122                | 1.1     | 407,321                             | 1.0   | △7.2  |
| 合 計                        |         | 41,593,528             | 100.0   | 41,760,544                          | 100.0 | 0.4   |

(注) 上記の事業別売上高は、事業間の売上高を控除して記載しております。  
 なお、事業間の売上高の控除を行わない場合は、古本市場事業売上高  
 386億9千9百万円、アイ・カフェ事業売上高26億7千5百万円、E  
 C 事業売上高4億6千万円となります。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4億7千4百万円であり、主  
 として新規出店に伴う設備投資、システム投資であります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
当社は、平成21年9月1日をもって当社子会社の株式会社アイ・カフェ及び株式会社ユーブックの両社を吸収合併いたしました。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分/期別           | 第 17 期<br>(平成19年2月期) | 第 18 期<br>(平成20年2月期) | 第 19 期<br>(平成21年2月期) | 第 20 期<br>(当連結会計年度)<br>(平成22年2月期) |
|-----------------|----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------------------|
| 売 上 高 (千円)      | 44,871,898           | 45,568,221           | 41,593,528           | 41,760,544                        |
| 経 常 利 益 (千円)    | 997,289              | 1,413,160            | 845,146              | 1,124,994                         |
| 当 期 純 利 益 (千円)  | 198,248              | 634,999              | 138,133              | 741,344                           |
| 1株当たり当期純利益 (円)  | 388                  | 1,248                | 274                  | 1,450                             |
| 総 資 産 (千円)      | 11,858,253           | 11,381,341           | 11,326,253           | 11,335,269                        |
| 純 資 産 (千円)      | 4,399,186            | 4,769,608            | 4,702,561            | 5,318,894                         |
| 1株当たり純資産 (円)    | 8,015                | 9,015                | 9,034                | 10,048                            |
| 自 己 資 本 比 率 (%) | 34.5                 | 40.1                 | 40.0                 | 46.0                              |

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会社名           | 資本金        | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容                                                                                                |
|---------------|------------|----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| インターネットピア株式会社 | 389,850 千円 | 47.9%    | インターネットカフェ及びインターネット環境施設向け店舗運営管理システムの販売、コンテンツメーカー向けWeb課金・決済システムの販売、同システムを導入する加盟店の店舗運営並びに店舗企画から構築までのサポート |

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、中期的な成長戦略の基本的な考え方として「人財育成の強化」、「中核事業の進化と拡大」、「新規事業・新規市場の創出」の3つの方向性を明確化しております。

まず、企業の成長は人の成長という認識の下、「成果主義から貢献主義へ」をテーマに、会社及び社会への貢献ができる人、人を育てる人を評価するという方針で人事制度を抜本改正するほか、能力開発の支援、教育研修プログラムの充実を図ってまいります。

この人財育成を土台として、既存の中核事業である古本市場事業の一層の進化と拡大を図ってまいります。進化の方向性は、リアル店舗とオンライン店舗の融合にあります。当社グループは今後、お客様の満足をより一層高めるために、在庫管理レベルの向上や新規業態の開発など、全社の売上向上につながるビジネスモデルの構築を進めてまいります。

これらの戦略を着実に推進しつつ、新規事業の開発と新規市場の開拓にも取り組んでまいります。現在当社グループが運営している業態・素材と相乗効果を生み出せる新規事業を検討することに加え、新しいドミナント・エリアの開拓や海外市場への拡張も視野に入れ、今後の当社グループの成長を実現してまいります。

#### 【古本市場事業】

古本市場事業に関しましては、古本マーケットの成長鈍化、音楽CD市場の縮小など、市場の成熟化が進んでおります。また、小規模専門店の淘汰など寡占化が進行する一方で、大手企業による競争は激しさを増すことが予想されます。

こうした環境の下、新規出店と並行してスクラップ&ビルド及び店舗改装を進め、店舗競争力の強化を図ると同時に、新規商材、新規業態の開発を進めることにより事業の安定的な利益成長に努めてまいります。

店舗運営に関しましては、当社の強みであるリサイクル品の取扱いを強化し、買取・販売の強化、在庫水準の適正化を図ることにより利益率の向上を図ってまいります。また、ホームページの刷新など情報配信手段の見直しにより、顧客向けのサービス向上に努めるとともに、「第3次CRM(顧客情報)システム」を最大限に活用して、顧客の購買履歴を分析し、様々な電子マネーへの対応に向けての取り組みにより顧客利便性を高めるなど顧客サービスの強化を図ってまいります。また、今後の業務効率化、顧客サービス向上を狙いとし、「第3次CRM(顧客情報)システム」の機能をさらに向上させた次世代基幹系システムの整備を行い、中期的な収益改善を図ってまいります。

なお、当社グループは『古本市場』に加えて、既存の『古本市場』では捕らえきれなかったお客様のニーズに応えるため、新刊書籍の販売とゲーム、CD、DVDのリサイクル品及び新品を扱う『ブック・スクウェア』、古本とゲームのリサイクル品及び新品に取扱品目を特化した駅前小型店の『ふる1(いち)』、そしてコンビニエンスストア『Family Mart』を出店・運営することにより、商材の拡大や店舗立地の多様化に努めてまいりましたが、これからは既存業態の充実を図るとともに、「リユース」や「小売」といったキーワードに基づき、より多くのお客様の満足を創るために新業態・新商品の開発を進め、『次世代メディア・コンプレックス』の創造を目指してまいります。

#### 【アイ・カフェ事業】

「インターネット・コミック・カフェ」市場は、サービスを提供する時間に応じて料金をいただく時間制課金型の業態としての認知度が高まってきている一方で、店舗数や運営企業の伸びに足踏みがみられております。

こうした環境の下、『アイ・カフェ』の理念にある「快適な時間と空間の提供」、「驚きと感動の創造」を実現することにより『アイ・カフェ』ブランドの向上に努めてまいります。

店舗運営面に関しましては、スタッフのさらなる接客レベルの向上や提供する各種コンテンツ・サービスの充実を図ってまいります。また、本部コストを中心としたコスト管理の徹底を行い、利益確保に努めてまいります。

なお、インターネット・コミック・カフェ向けの店舗運営管理システム並びに多店舗展開をサポートする本部運営システムを開発・販売している子会社のインターピア株式会社においては、インターネット・コミック・カフェ運営企業を中心に積極的な拡販を行うと同時に、店舗運営における売上向上やコストダウンをテーマとする新規サービスの拡販を推進してまいります。

## 【EC事業】

EC事業につきましては、国内のブロードバンド（高速インターネット回線）環境の普及や、携帯電話の高速データ通信、定額料金制の広がりなどを背景に、音楽や画像などのオンライン配信市場やネット通信販売市場は拡大基調で推移しております。また、EC事業への企業の新規参入は続いており、取扱商品やサービスも多岐にわたり競争も激化しております。

こうした環境の下、EC事業においては、古本市場オンラインサイトの知名度向上及び他のサイトとのアライアンスなどにより、古本市場オンラインサイトへのアクセス数を増加させることで、売上高の拡大を図るとともに、主要取引先との取り組み強化、Webサイトの検索性の改善やモバイルサイト制作の強化、新たなリサイクル品買取ルートの開発などの施策を通じて、当社グループの強みであるリサイクル品の取扱いを強化することにより、他のECサイトとの差別化を図ってまいります。また、物流費用等を含めたコスト管理を徹底することにより、収益性の向上に努めてまいります。

### (5) 主要な事業内容（平成22年2月28日現在）

当社グループ会社における事業の種類別セグメント及び事業内容等

| 事業区分     | 事業内容                                                                                                                  | 主要な会社     |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|
| 古本市場事業   | 店頭での古本の買取・販売及び新刊本の販売、メディア商品（家庭用テレビゲーム機及びゲームソフト、CD、ビデオソフト、DVD等）のリサイクル品の買取・販売及び新品の販売、その他雑貨の販売並びにフランチャイズ加盟店の募集及び加盟店のサポート | 当社        |
| アイ・カフェ事業 | 飲食店・喫茶店の経営及びインターネットを利用した情報提供サービス並びにフランチャイズ加盟店の募集及び加盟店のサポート                                                            | 当社        |
|          | インターネットカフェ及びインターネット環境施設向け店舗運営管理システムの販売、コンテンツメーカー向けWeb課金・決済システムの販売、同システムを導入する加盟店の店舗運営並びに店舗企画から構築までのサポート                | インタビュー(株) |
| EC事業     | インターネットによる古本の買取・販売、メディア商品（家庭用テレビゲーム機及びゲームソフト、CD、ビデオソフト、DVD等）のリサイクル品の買取・販売及び新品の販売                                      | 当社        |



(6) 主要な事業所 (平成22年2月28日現在)

① 本社・本部

|            |      |          |
|------------|------|----------|
| 株式会社 ティーツー | 本社   | 岡山県岡山市北区 |
|            | 東京本部 | 東京都港区    |
| インターピア株式会社 | 本社   | 東京都渋谷区   |

② 店舗の状況

|                                  | 第19期末 | 出店 | 退店 | 形態変更 | 第20期末<br>(当期末) | 増減 |
|----------------------------------|-------|----|----|------|----------------|----|
|                                  | 店     | 店  | 店  | 店    | 店              | 店  |
| 古本市場 直営店舗                        | 92    | 4  | △1 | －    | 95             | +3 |
| 古本市場 業務提携・FC店舗                   | 17    | －  | △2 | －    | 15             | △2 |
| ブック・スクウェア 直営店舗                   | 4     | －  | －  | －    | 4              | －  |
| Don Don Down on Wednesday 当社直営店舗 | 1     | －  | －  | －    | 1              | －  |
| Family Mart 当社直営店舗               | 2     | 1  | －  | －    | 3              | +1 |
| アイ・カフェ 直営店舗                      | 17    | －  | －  | －    | 17             | －  |
| アイ・カフェ FC店舗                      | 17    | －  | △2 | －    | 15             | △2 |
| 合計                               | 150   | 5  | △5 | －    | 150            | －  |

(7) 使用人の状況（平成22年2月28日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分     | 従業員数 | 前期末比増減 |
|----------|------|--------|
| 古本市場事業   | 393名 | +13名   |
| アイ・カフェ事業 | 67   | △4     |
| E C 事業   | 18   | △1     |
| 合計       | 478  | +8     |

② 当社の使用人の状況

| 従業員数 | 前期末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|--------|-------|--------|
| 452名 | +72名   | 32.5歳 | 5.2年   |

- (注) 1. 従業員数には、パートタイマー・アルバイト673名（1日8時間換算による月平均人数）は含めておりません。
2. 前期末に比べて72名増加しておりますが、その主な理由は平成21年9月1日に当社子会社であった株式会社アイ・カフェ及び株式会社ユーブックの両社を吸収合併したことにより使用人が増加したためであります。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年2月28日現在）

| 借入先           | 借入金残高       |
|---------------|-------------|
| 株式会社山陰合同銀行    | 1,161,340千円 |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 492,318     |
| 株式会社中国銀行      | 451,016     |
| 株式会社みずほ銀行     | 358,521     |
| 株式会社トマト銀行     | 124,950     |
| 住友信託銀行株式会社    | 69,220      |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（平成22年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 2,000,000株
- ② 発行済株式の総数 518,474株（自己株式32,926株を除く）
- ③ 当事業年度末の株主数 5,935名
- ④ 上位10名の株主

| 株主名                   | 持株数      | 持株比率  |
|-----------------------|----------|-------|
| 有限会社ワイ・エイ・ケイ・コーポレーション | 165,000株 | 31.8% |
| 秋山良夫                  | 23,238株  | 4.5%  |
| 株式会社山陰合同銀行            | 21,000株  | 4.1%  |
| ティーツー従業員持株会           | 16,382株  | 3.2%  |
| 大橋康宏                  | 10,752株  | 2.1%  |
| 株式会社中国銀行              | 10,592株  | 2.0%  |
| 株式会社みずほ銀行             | 10,000株  | 1.9%  |
| 東京海上日動火災保険株式会社        | 10,000株  | 1.9%  |
| 株式会社トマト銀行             | 8,000株   | 1.5%  |
| 株式会社アイシーピー            | 7,300株   | 1.4%  |

### (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（平成22年2月28日現在）

| 回次               | 第6回新株予約権                 | 第7回新株予約権                 |
|------------------|--------------------------|--------------------------|
| 株主総会決議日          | 平成19年5月28日               | 平成20年5月27日               |
| 新株予約権の目的となる株式の種類 | 普通株式                     | 普通株式                     |
| 新株予約権の数          | 4,700個                   | 4,600個                   |
| 新株予約権の目的となる株式の数  | 4,700株<br>(新株予約権1個につき1株) | 4,600株<br>(新株予約権1個につき1株) |
| 新株予約権の払込金額       | 無償                       | 無償                       |

| 回次                          | 第6回新株予約権                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 第7回新株予約権                                                                                                         |                                                                                                                  |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額      | 1個当たり<br>9,050円<br>(1株当たり9,050円)                                                                                                                                                                                                                                                                        | 1個当たり<br>7,898円<br>(1株当たり7,898円)                                                                                 |                                                                                                                  |
| 権利行使期間                      | 平成21年6月1日から<br>平成23年5月31日まで                                                                                                                                                                                                                                                                             | 平成22年6月1日から<br>平成24年5月31日まで                                                                                      |                                                                                                                  |
| 行使の条件                       | <p>対象者は、新株予約権の行使時において当社並びに当社グループ会社の取締役、監査役又は従業員の地位を保有していることを要する。</p> <p>対象者は、割当を受けた新株予約権の質入れその他の処分及び相続をすることができない。</p> <p>その他の条件については、第6回新株予約権については平成19年5月28日開催の第17期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、第7回新株予約権については平成20年5月27日開催の第18期定時株主総会及び新株予約権発行に係る取締役会の決議に基づき、当社と対象者の間で締結した新株予約権の割当に関する契約に定めるところによる。</p> |                                                                                                                  |                                                                                                                  |
| 役員<br>の<br>保<br>有<br>状<br>況 | 取締役<br>(社外取締役を除く)                                                                                                                                                                                                                                                                                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 3,300個</li> <li>・目的となる株式数： 3,300株</li> <li>・保有者数： 5人</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 3,600個</li> <li>・目的となる株式数： 3,600株</li> <li>・保有者数： 5人</li> </ul> |
|                             | 社外取締役                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 600個</li> <li>・目的となる株式数： 600株</li> <li>・保有者数： 2人</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 400個</li> <li>・目的となる株式数： 400株</li> <li>・保有者数： 2人</li> </ul>     |
|                             | 監査役<br>(社外監査役)                                                                                                                                                                                                                                                                                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 800個</li> <li>・目的となる株式数： 800株</li> <li>・保有者数： 2人</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・新株予約権の数： 600個</li> <li>・目的となる株式数： 600株</li> <li>・保有者数： 2人</li> </ul>     |

- ② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他の新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成22年2月28日現在）

| 地 位       | 氏 名     | 担当及び重要な兼職の状況                                 |
|-----------|---------|----------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 大 橋 康 宏 | CCO<br>インターピア株式会社取締役                         |
| 取締役副社長    | 堀 久 志   | 営業本部長兼商品企画部長                                 |
| 常務取締役     | 片 山 靖 浩 | CFO兼管理本部長兼経営企画部長<br>兼経理財務部長<br>インターピア株式会社取締役 |
| 取 締 役     | 関 本 慎 治 | アイ・カフェ本部長兼事業開発本部長                            |
| 取 締 役     | 寺 田 勝 宏 | 営業副本部長兼店舗運営部長兼販売<br>促進部長                     |
| 取 締 役     | 安 田 育 生 | ピナクル株式会社代表取締役会長兼<br>社長兼CEO                   |
| 取 締 役     | 吉 田 就 彦 | 有限会社ワイズハウス取締役<br>株式会社ヒットコンテンツ研究所代<br>表取締役社長  |
| 常 勤 監 査 役 | 西 川 豊   | インターピア株式会社監査役                                |
| 常 勤 監 査 役 | 武 田 由 隆 | ヤフーバリューインサイト株式会社<br>監査役                      |
| 監 査 役     | 平 田 修   | 株式会社平田企業会計代表取締役<br>税理士法人久遠 税務企画部長            |
| 監 査 役     | 岡 本 博 之 | 中国メディコム株式会社監査役                               |

- (注) 1. 取締役安田育生及び吉田就彦の各氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役西川 豊、武田由隆、平田 修、岡本博之の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役平田 修氏は、税理士法人久遠の税務企画部長であり、長年にわたり企業の会計・税務の指導を行っており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

## ② 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 区 分                | 支給人員      | 支給額            |
|--------------------|-----------|----------------|
| 取 締 役<br>(うち社外取締役) | 8名<br>(2) | 133百万円<br>(12) |
| 監 査 役<br>(うち社外監査役) | 4<br>(4)  | 28<br>(28)     |
| 合 計                | 12        | 161            |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額200百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。  
また、上記の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として第6回新株予約権について平成19年5月28日開催の株主総会にて年額20百万円以内、第7回新株予約権について平成20年5月27日開催の株主総会にて年額11百万円以内を決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は、平成12年5月25日開催の第10期定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。  
また、上記の報酬限度額とは別枠で、ストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額として第6回新株予約権について平成19年5月28日開催の株主総会にて年額5百万円以内、第7回新株予約権について平成20年5月27日開催の株主総会にて年額150百万円以内を決議いただいております。
4. 支給額には、当事業年度の役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した11百万円(取締役9百万円(うち社外取締役0百万円)、監査役2百万円(うち社外監査役2百万円))を含んでおります。
5. 支給額には、当事業年度のストックオプションによる報酬額として費用処理した3百万円(取締役3百万円(うち社外取締役0百万円)、監査役0百万円(うち社外監査役0百万円))を含んでおります。
6. 上記のほか、平成21年5月26日開催の定時株主総会決議に基づき役員退職慰労金を下記のとおり支給しております。
- 退任取締役 1名 12百万円

## ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役安田育生氏は、ピナクル株式会社の代表取締役会長兼社長兼CEOを兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。

- ・取締役吉田就彦氏は、株式会社ヒットコンテンツ研究所の代表取締役社長並びに有限会社ワイズハウスの取締役を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役西川 豊氏は、インターピア株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当該会社は当社の子会社であります。
- ・監査役武田由隆氏は、ヤフーパリュウインサイト株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役平田 修氏は、株式会社平田企業会計の代表取締役を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。
- ・監査役岡本博之氏は、中国メディコム株式会社の社外監査役を兼務しております。なお、当社は当該会社との間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役会及び監査役会への出席状況

|         | 取締役会（20回開催） |       | 監査役会（15回開催） |        |
|---------|-------------|-------|-------------|--------|
|         | 出席回数        | 出席率   | 出席回数        | 出席率    |
| 取締役安田育生 | 18回         | 90.0% | —           | —      |
| 取締役吉田就彦 | 20          | 100.0 | —           | —      |
| 監査役西川 豊 | 20          | 100.0 | 15回         | 100.0% |
| 監査役武田由隆 | 20          | 100.0 | 15          | 100.0  |
| 監査役平田 修 | 20          | 100.0 | 15          | 100.0  |
| 監査役岡本博之 | 20          | 100.0 | 15          | 100.0  |

- ・取締役会における社外役員の発言状況  
各社外役員は、当事業年度開催の取締役会に出席し、主に経営監督並びに資本市場におけるあるべきコーポレートガバナンスの見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言・意見の表明を行っております。
- ・監査役会における社外監査役の発言状況  
各社外監査役は、当事業年度開催の監査役会に出席し、議案審議及び監査に関する重要事項の協議等に必要の発言を適宜行っております。

#### (4) 会計監査人の状況

① 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

|                                          | 支 払 額 |
|------------------------------------------|-------|
| 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬             | 38百万円 |
| 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務(非監査業務)の報酬 | 0     |
| 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額          | 42    |

- 注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の監査業務の報酬金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の監査業務以外の業務(非監査業務)の報酬は、財務報告に係る内部統制に関する指導・助言業務に係るものであります。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、又は、下記に掲げる監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合等、その必要があると判断した場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。



## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は  
以下のとおりであります。

「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

「使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」

- ① 代表取締役社長はコンプライアンスについて、繰り返しその精神を役員に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。また、行動規範を基に法令遵守の周知徹底を図っている。
- ② コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（ＣＣＯ）を選定するとともに、各本部にコンプライアンス責任者を任命する。各本部のコンプライアンス責任者は各本部における関連法令等の遵守状況のチェックを定期的に行う。なお、上位組織に本部が存在しない場合は、部を管掌する取締役をコンプライアンス責任者とする。
- ③ ＣＣＯは、日頃から監査役と連携のうえ、全社のコンプライアンス体制およびコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
- ④ 役員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、上長、社内関連部署に報告するとともに直接ＣＣＯに報告するものとする。報告・相談を受けたＣＣＯは内容を調査し、従業員の法令・定款違反行為については、人事担当部門長に成長戦略会議への処分答申を指示し、役員の場合は、取締役会に具体的な処分を答申する。また、「コンプライアンス・ホットライン規程」を制定し、業務上の指揮命令系統とは独立別個の通報・相談機能を設けることにより、迅速かつ効果的に不正行為等の防止または早期発見と是正対応を行い、コンプライアンスの強化を目指す。
- ⑤ 取締役会の職務執行の適法性を確保するための強力な牽制機能を期待し、取締役会に当社と利害関係を有しない社外取締役が常時在任するようにする。

「取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」

取締役の職務執行にかかる情報の保存および管理につき、取締役会および監査役会の承認する文書管理規程に従い、職務執行にかかる情報を文書または電磁情報により電磁的に記録し、保存する。取締役および監査役は文書管理規程により、常時、これらの文書等を閲覧できるものとする。

### 「損失の危険の管理に関する規程その他の体制」

リスク対応マニュアルおよび緊急連絡体制により、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、全社のリスク管理体制を明確化するとともに、内部監査部門が各部署のリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取締役会に報告する。その上で、重大なリスクや不備に対しては、取締役会の責任において速やかに是正措置を命じ、再発防止に努める。また、情報システム業務管理規程、情報システム開発および変更管理規程、情報システム運用管理規程、情報セキュリティー管理規程を定め、情報資産を守るための方針および行動規範を明確化する。

### 「取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」

効率的な運営体制を確保するため、「職務分掌・権限規程」により、各部門の業務執行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」および「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にする。また、各部門において期初の各部業務基本方針に基づく目標の周知を行わせ、その達成度合を継続的に監督する。

### 「株式会社並びにその親会社および子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」

当社グループのセグメント別の事業ごとに、それぞれの責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制を構築する権限と責任を与え、ＣＣＯはこれらを横断的に推進し、管理する。

また、当社子会社においては、当社内部監査部門の定期的監査を受け入れ、その報告を受けるとともに、ＣＣＯと定期的に情報交換を行い、コンプライアンス上の課題、問題把握に努める。

### 「監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制」

監査役の職務を補助する組織を、人事総務部とし、人事総務部員の中から補助者を任命する。また、監査役が必要ありとして求めた場合、監査役または監査役会は直接監査役の職務を補助する者を雇用または契約できることとする。

### 「前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項」

補助者の人事異動については監査役会の意見を尊重するものとする。

### 「取締役および使用人が監査役(または監査役会)に報告をするための体制その他の監査役(または監査役会)への報告に関する体制」

取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告する。

- ① 当社グループに関する重要事項
- ② 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
- ③ 法令・定款違反事項
- ④ 毎月の経営状況として重要な事項

- ⑤ 内部監査部による監査結果
- ⑥ 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

また、監査役は取締役会をはじめ当社グループの事業運営において重要な議事事項の含まれる会議に積極的に出席して報告を受ける体制を確保する。

#### 「その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」

監査役会は、代表取締役社長、会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。

業務監査面においては、常勤監査役は、稟議規程における代表取締役社長決裁案件に対して、決裁以前に内容を確認し、適宜意見を述べる事が可能な体制とする。

#### 「反社会的勢力排除に向けた体制」

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、反社会的勢力の活動を助長する一切の関係を拒絶するとともに、人事総務部を対応部門として、所轄警察署、顧問弁護士、外部顧問等との協調関係を強めていく。

#### 「財務報告の適正性を確保するための体制」

財務報告の適正性を確保するために、代表取締役社長の指示のもとに、金融商品取引法に規定された財務報告に係る内部統制が有効に行われる体制を構築し、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、不備があれば必要な見直しを行っている。

### (6) 会社の支配に関する基本方針

#### 1. 財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針の内容の概要

当社グループは、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、古本市場事業、アイ・カフェ事業、E C事業の各事業セグメントを通じて経済活動をともにするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、行動指針「テイツウの七感」の実践によりすべてのステークホルダーの「満足を創る」ことが最も重要であると考えております。このような当社グループの経営理念の実践を前提として、当社グループは、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社グループの主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

## 2. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社では、書籍・ゲーム・CD・DVDという商材の複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じて「古本市場」店舗と同様の価値をお客様に提供するEC事業も全く同様であります。また、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業においても、グループ共通の経営理念、事業コンセプトに基づき、古本市場事業で培ったコミックやゲームのノウハウの活用、取引先やフランチャイジーとの一体感を醸成することで、より一層のお客様の満足度を高め、企業価値の向上を図るとともに社会的使命を果たすことができるものと考えております。

このように、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらしめるとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社グループの企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきたひとつの帰結として、古本市場事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

## 3. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み(買収防衛策について)の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議することを前提として、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました。

4. 当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

- ①当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること及びその理由

当該取組みは、平成20年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成20年5月27日開催）において議案として諮り、出席株主の皆様のご過半数の賛成を得ております。また、その有効期間は、平成22年開催予定の定時株主総会終了時までとしています。そして、有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行なわれた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって本施策を廃止する旨の決議が行なわれた場合には、本施策は廃止されるものとしております。

したがって、当該取組みの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様のご意思が反映され、株主の皆様が当社グループの主権者であるとの基本方針に沿うものであると考えております。

- ②当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと及びその理由

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

したがって、大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えております。

また、大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります、それ以外の株主の皆様の法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

- ③当該取組みが会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、当該取組みにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えております。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結貸借対照表

(平成22年 2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,780,805</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>3,966,206</b>  |
| 現金及び預金          | 1,099,745         | 買掛金            | 995,379           |
| 売掛金             | 345,930           | 短期借入金          | 600,000           |
| 商品              | 3,660,633         | 1年内返済予定長期借入金   | 867,832           |
| 繰延税金資産          | 237,464           | リース債務          | 214,928           |
| その他             | 437,509           | 未払金            | 427,441           |
| 貸倒引当金           | △478              | 未払法人税等         | 115,677           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,554,464</b>  | 賞与引当金          | 112,363           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,222,340</b>  | ポイント引当金        | 277,855           |
| 建物及び構築物         | 1,191,759         | その他            | 354,727           |
| 車両運搬具           | 184               | <b>固定負債</b>    | <b>2,050,169</b>  |
| 器具及び備品          | 178,543           | 長期借入金          | 1,189,533         |
| 土地              | 242,279           | リース債務          | 435,728           |
| リース資産           | 566,756           | 退職給付引当金        | 196,803           |
| 建設仮勘定           | 42,817            | 役員退職慰労引当金      | 145,092           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>340,296</b>    | その他            | 83,011            |
| ソフトウェア          | 324,047           | <b>負債合計</b>    | <b>6,016,375</b>  |
| その他             | 16,248            | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>2,991,827</b>  | <b>株主資本</b>    | <b>5,209,690</b>  |
| 投資有価証券          | 84,232            | 資本金            | 1,165,507         |
| 長期貸付金           | 469,059           | 資本剰余金          | 1,119,796         |
| 繰延税金資産          | 735,921           | 利益剰余金          | 3,169,049         |
| 差入保証金           | 1,551,864         | 自己株式           | △244,662          |
| その他             | 164,678           | 評価・換算差額等       | 44                |
| 貸倒引当金           | △13,929           | その他有価証券評価差額金   | △798              |
| <b>資産合計</b>     | <b>11,335,269</b> | 為替換算調整勘定       | 843               |
|                 |                   | 新株予約権          | 27,654            |
|                 |                   | 少数株主持分         | 81,505            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>5,318,894</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>11,335,269</b> |

# 連結損益計算書

(平成21年3月1日から  
平成22年2月28日まで)

(単位：千円)

| 科      | 目    | 金        | 額          |
|--------|------|----------|------------|
| 売<br>上 | 上原高  |          | 41,760,544 |
|        | 売上総  |          | 31,169,502 |
| 販<br>売 | 費及び一 |          | 10,591,041 |
|        | 管    |          | 9,384,707  |
| 営<br>業 | 業外   |          | 1,206,334  |
|        | 取利息及 |          |            |
| 受<br>受 | 取取   | 5,999    |            |
|        | の    | 59,978   |            |
| 営<br>支 | 業外   | 20,668   | 86,647     |
|        | 支    |          |            |
| 不<br>持 | 動産   | 62,605   |            |
|        | 分法に  | 66,141   |            |
| そ<br>の | の    | 39,041   |            |
|        | の    | 198      | 167,987    |
| 特<br>別 | 常    |          | 1,124,994  |
|        | 利    |          |            |
| 貸<br>固 | 引当金  | 1,135    |            |
|        | 資産   | 304      |            |
| 投<br>資 | 有価証  | 59       |            |
|        | 券    | 9,932    |            |
| 役<br>員 | 慰勞引  | 128      |            |
|        | 約権   | 6,352    |            |
| 新<br>保 | 予約返  | 11,203   | 29,116     |
|        | 取補償  |          |            |
| 受<br>特 | 別    |          |            |
|        | 損    |          |            |
| 事<br>業 | 構造   | 98,471   |            |
|        | 定資   | 20,096   |            |
| 減<br>リ | 損    | 323,403  |            |
|        | 債務   | 711      |            |
| 投<br>資 | 有価証  | 10,000   |            |
|        | 券    | 79,393   | 532,075    |
| 店<br>舗 | 閉鎖   |          |            |
|        | 賃借契  |          |            |
| 金<br>税 | 調    |          | 622,035    |
|        | 前    |          |            |
| 法<br>人 | 住    | 265,591  |            |
|        | 民    | △382,332 | △116,741   |
| 法<br>人 | 税    |          | △2,567     |
|        | 等    |          |            |
| 少<br>当 | 株    |          | 741,344    |
|        | 主    |          |            |
|        | 純    |          |            |
|        | 利    |          |            |



## 連結株主資本等変動計算書

（平成21年3月1日から）  
（平成22年2月28日まで）

（単位：千円）

|                           | 株 主 資 本   |           |           |          |           |
|---------------------------|-----------|-----------|-----------|----------|-----------|
|                           | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自 己 株 式  | 株主資本合計    |
| 平成21年2月28日残高              | 1,165,507 | 1,119,796 | 2,621,292 | △372,069 | 4,534,526 |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |           |          |           |
| 剰 余 金 の 配 当               | -         | -         | △130,473  | -        | △130,473  |
| 当 期 純 利 益                 | -         | -         | 741,344   | -        | 741,344   |
| 自 己 株 式 の 取 得             | -         | -         | -         | △14,622  | △14,622   |
| 合併に伴う自己株式の処分              | -         | -         | △63,112   | 142,029  | 78,917    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | -         | -         | -         | -        | -         |
| 連結会計年度中の変動額合計             | -         | -         | 547,757   | 127,406  | 675,164   |
| 平成22年2月28日残高              | 1,165,507 | 1,119,796 | 3,169,049 | △244,662 | 5,209,690 |

|                           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等  |              | 新株予約権  | 少数株主持分  | 純資産合計     |
|---------------------------|------------------|--------------|--------|---------|-----------|
|                           | その他有価証券<br>評価差額金 | 為替換算<br>調整勘定 |        |         |           |
| 平成21年2月28日残高              | △1,564           | 843          | 20,820 | 147,936 | 4,702,561 |
| 連結会計年度中の変動額               |                  |              |        |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当               | -                | -            | -      | -       | △130,473  |
| 当 期 純 利 益                 | -                | -            | -      | -       | 741,344   |
| 自 己 株 式 の 取 得             | -                | -            | -      | -       | △14,622   |
| 合併に伴う自己株式の処分              | -                | -            | -      | -       | 78,917    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | 766              | -            | 6,834  | △66,431 | △58,831   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 766              | -            | 6,834  | △66,431 | 616,333   |
| 平成22年2月28日残高              | △798             | 843          | 27,654 | 81,505  | 5,318,894 |

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

① 連結子会社の数 1社

② 連結子会社の名称 インターピア株式会社

連結子会社であった株式会社ユーブック及び株式会社アイ・カフェは平成21年9月1日付をもって当社に吸収合併されたことにより消滅したため連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の名称等

① 非連結子会社の名称 民法上の任意組合テイツー “もったいない” ファンド

② 連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社の状況

① 持分法適用の 1社

非連結子会社の数

② 持分法適用の 民法上の任意組合テイツー “もったいない” ファンド

非連結子会社の名称

(2) 持分法を適用した関連会社の状況

① 持分法適用の 3社

関連会社の数

② 関連会社の名称 有限会社アゲイン  
株式会社トップブックス  
NECCA PTE. LTD.

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社インターピア株式会社の決算日は、12月31日であります。連結計算書類の作成にあたって、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計処理基準に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

・時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

###### ② たな卸資産

・商品

主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10～20年

器具及び備品 5～10年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法

###### ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

###### ③ ポイント引当金

将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。

###### ④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

###### ⑤ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に充てるため、内規に基づく連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

5. 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

連結子会社の資産及び負債の評価については、全面時価評価法を採用しております。

6. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。ただし、当連結会計年度において発生したのれんのうち、重要性が乏しいものについては一括償却しております。

7. 会計方針の変更

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当連結会計年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当連結会計年度から「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正)）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正)）を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理に変更しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前連結会計年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額

2,779,150千円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 事業構造改善費用

平成21年9月1日付の連結子会社株式会社ユーブックの吸収合併を受け、その後、中核事業である「古本市場」のリアル店舗とオンラインサイト「古本市場online」の収益シナジー及びコストシナジーの最大化を目的として、「古本市場事業」と「EC事業」の物流センターの統合及び機能集約を決定し、事業構造改善費用98,471千円を特別損失として計上いたしました。その内訳は商品廃棄関連損失82,756千円、賃借契約解約損10,765千円及び固定資産除却損4,949千円であります。

## 2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場所   | 用途              | 種類                                       |
|------|-----------------|------------------------------------------|
| 北海道圏 | アイ・カフェ店舗1店舗     | 建物及び構築物、器具及び備品、リース資産、その他（投資その他の資産）       |
| 関東圏  | 古本市場店舗2店舗       | 建物及び構築物、器具及び備品、リース資産                     |
|      | ファミリーマート店舗2店舗   | 建物及び構築物、器具及び備品、リース資産                     |
|      | EC事業本部          | 器具及び備品、ソフトウェア、その他（投資その他の資産）              |
| 近畿圏  | アイ・カフェ店舗1店舗     | 建物及び構築物、器具及び備品                           |
| 中国圏  | DonDonDown店舗1店舗 | 建物及び構築物、器具及び備品、その他（投資その他の資産）             |
|      | アイ・カフェ店舗1店舗     | 建物及び構築物、器具及び備品、その他（投資その他の資産）             |
|      | アイ・カフェ事業本部      | 建物及び構築物、器具及び備品、ソフトウェア                    |
| 九州圏  | 古本市場店舗1店舗       | 建物及び構築物、器具及び備品、リース資産                     |
|      | アイ・カフェ店舗1店舗     | 建物及び構築物、器具及び備品、その他（無形固定資産）、その他（投資その他の資産） |

当社グループは、独立採算管理が可能である店舗または事業所ごとに資産をグルーピングしております。なお、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。

営業損益において減損の兆候がみられた店舗及び今後の使用見込みが乏しい遊休資産については、将来の回収可能性を勘案したうえで固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失（323,403千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物及び構築物223,145千円、器具及び備品31,414千円、リース資産43,256千円、ソフトウェア778千円、その他（無形固定資産）21,999千円、その他（投資その他の資産）2,807千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式

551,400株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 平成21年5月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 65,236         | 130             | 平成21年2月28日 | 平成21年5月27日 |
| 平成21年10月14日<br>取締役会  | 普通株式  | 65,236         | 130             | 平成21年8月31日 | 平成21年11月6日 |
| 計                    | -     | 130,473        | -               | -          | -          |

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

平成22年5月26日開催予定の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

- ① 配当金の総額 88,140千円
- ② 1株当たり配当額 170円
- ③ 基準日 平成22年2月28日
- ④ 効力発生日 平成22年5月27日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3. 当連結会計年度末の新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び総数

普通株式

9,130株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳

|           |             |
|-----------|-------------|
| 繰延税金資産    |             |
| 減価償却費     | 591,749千円   |
| 未払事業税     | 13,515千円    |
| 賞与引当金     | 45,439千円    |
| ポイント引当金   | 112,364千円   |
| 退職給付引当金   | 79,587千円    |
| 役員退職慰労引当金 | 58,675千円    |
| 税務上の繰越欠損金 | 64,039千円    |
| その他       | 114,108千円   |
| 繰延税金資産小計  | 1,079,480千円 |
| 評価性引当額    | △106,094千円  |
| 繰延税金資産合計  | 973,386千円   |

繰延税金資産合計は連結貸借対照表の以下の項目に含まれております。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 237,464千円 |
| 固定資産－繰延税金資産 | 735,921千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率             | 40.4%  |
| (調整)               |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.6%   |
| 住民税均等割             | 8.9%   |
| のれん償却額             | 1.6%   |
| 株式報酬費用             | 0.4%   |
| 繰延税金資産に係る評価性引当て    | △72.5% |
| 持分法による投資損失         | 0.6%   |
| 未実現利益              | 0.5%   |
| その他                | 0.7%   |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | △18.8% |

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。

2. 退職給付債務に関する事項

|             |                   |
|-------------|-------------------|
| 退職給付債務      | △215,218千円        |
| 未認識数理計算上の差異 | 18,415千円          |
| 退職給付引当金     | <u>△196,803千円</u> |

3. 退職給付費用に関する事項

|                |                 |
|----------------|-----------------|
| 勤務費用           | 32,071千円        |
| 利息費用           | 3,485千円         |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 3,186千円         |
| 退職給付費用         | <u>38,742千円</u> |

4. 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項

|                |        |
|----------------|--------|
| 退職給付見込額の期間配分方法 | 期間定額基準 |
| 割引率            | 2.0%   |
| 数理計算上の差異の処理年数  | 5年     |

(1株当たり情報に関する注記)

|               |            |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 10,048円21銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,450円66銭  |



## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年4月9日

株式会社 ティーツー  
取締役会 御中

#### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 笹井和廣 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中桐光康 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ティーツーの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ティーツー及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第20期事業年度に係る連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書および連結株主資本等変動計算書）に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役および使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成22年4月15日

株 式 会 社 テ イ ツ ー 監 査 役 会

常勤監査役（社外監査役）武 田 由 隆 ㊟

常勤監査役（社外監査役）西 川 豊 ㊟

社 外 監 査 役 平 田 修 ㊟

社 外 監 査 役 岡 本 博 之 ㊟

# 貸借対照表

(平成22年 2月28日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額               | 科 目            | 金 額               |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| <b>(資産の部)</b>   |                   | <b>(負債の部)</b>  |                   |
| <b>流動資産</b>     | <b>5,546,453</b>  | <b>流動負債</b>    | <b>3,869,462</b>  |
| 現金及び預金          | 968,284           | 買掛金            | 899,705           |
| 売掛金             | 258,801           | 短期借入金          | 600,000           |
| 商品              | 3,659,724         | 1年内返済予定長期借入金   | 867,832           |
| 貯蔵品             | 42,247            | リース債務          | 214,644           |
| 前払費用            | 236,129           | 未払金            | 429,911           |
| 繰延税金資産          | 237,464           | 未払消費税等         | 78,994            |
| 未収入金            | 75,650            | 未払費用           | 145,987           |
| その他             | 68,150            | 未払法人税等         | 115,677           |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,670,989</b>  | 賞与引当金          | 112,363           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>2,217,212</b>  | ポイント引当金        | 277,855           |
| 建物              | 1,051,882         | 設備未払金          | 87,594            |
| 構築物             | 137,252           | その他            | 38,895            |
| 車両運搬具           | 184               | <b>固定負債</b>    | <b>2,048,837</b>  |
| 器具及び備品          | 176,627           | 長期借入金          | 1,189,533         |
| 土地              | 242,279           | リース債務          | 435,417           |
| 一ス資産            | 566,167           | 退職給付引当金        | 196,803           |
| 建設仮勘定           | 42,817            | 役員退職慰労引当金      | 145,092           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>333,050</b>    | その他            | 81,991            |
| ソフトウェア          | 317,142           | <b>負債合計</b>    | <b>5,918,300</b>  |
| 電話加入権           | 12,601            | <b>(純資産の部)</b> |                   |
| その他             | 3,307             | <b>株主資本</b>    | <b>5,272,286</b>  |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>3,120,725</b>  | 資本金            | 1,165,507         |
| 投資有価証券          | 37,533            | 資本剰余金          | 1,119,796         |
| 関係会社株式          | 162,920           | 資本準備金          | 1,119,796         |
| 長期貸付金           | 469,059           | 利益剰余金          | 3,231,645         |
| 長期前払費用          | 138,070           | 利益準備金          | 16,117            |
| 繰延税金資産          | 735,921           | その他利益剰余金       | 3,215,527         |
| 差入保証金           | 1,538,524         | 別途積立金          | 2,340,000         |
| 破産更生債権等         | 29,787            | 繰越利益剰余金        | 875,527           |
| その他             | 20,825            | 自己株式           | △244,662          |
| 貸倒引当金           | △11,914           | 評価・換算差額等       | △798              |
| <b>資産合計</b>     | <b>11,217,442</b> | その他有価証券評価差額金   | △798              |
|                 |                   | 新株予約権          | 27,654            |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>5,299,142</b>  |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>11,217,442</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成21年 3月 1日から）  
（平成22年 2月 28日まで）

（単位：千円）

| 科 目                       | 金 額        |         |
|---------------------------|------------|---------|
| 売 上                       | 39,781,724 |         |
| 売 上 原 高 価                 | 29,709,020 |         |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費       | 10,072,703 |         |
| 営 業 外 収 益                 | 8,894,104  |         |
| 営 業 外 収 益                 | 1,178,598  |         |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 料 他 | 5,177      |         |
| 受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金 料 他 | 59,978     |         |
| 営 業 外 収 益                 | 20,749     | 85,905  |
| 支 不 投 之 経 常 利 益           | 53,723     |         |
| 支 不 投 之 経 常 利 益           | 66,141     |         |
| 支 不 投 之 経 常 利 益           | 35,409     |         |
| 支 不 投 之 経 常 利 益           | 198        | 155,473 |
| 特 別 利 益                   | 1,109,031  |         |
| 貸 倒 引 当 金 戻 入 額           | 549        |         |
| 固 定 資 産 売 却 益             | 304        |         |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益         | 59         |         |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益           | 128        |         |
| 保 険 解 約 返 戻 金             | 3,280      |         |
| 受 取 補 償 金                 | 11,203     | 15,526  |
| 特 別 損 失                   |            |         |
| 事 業 構 造 改 善 費 用           | 98,471     |         |
| 固 定 資 産 除 却 損 失           | 19,506     |         |
| 減 価 償 損                   | 297,169    |         |
| リ ー ス 債 務 解 約 損 失         | 711        |         |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損 失       | 10,000     |         |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損 失       | 43,654     |         |
| 店 舗 閉 鎖 賃 借 契 約 解 約 損 失   | 29,831     | 499,345 |
| 税 引 前 当 期 純 利 益           | 261,470    | 625,212 |
| 法 人 税 及 び 事 業 税 額         | △348,332   | △86,861 |
| 当 期 純 利 益                 |            | 712,073 |

# 株主資本等変動計算書

(平成21年3月1日から  
平成22年2月28日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |           |           |               |          | 株 主 資 本 計 |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------------|----------|-----------|
|                         | 資 本 金     | 資本剰余金     | 利 益 剰 余 金 |           |               | 自己株式     |           |
|                         |           | 資本準備金     | 利益準備金     | その他利益剰余金  |               |          |           |
|                         |           |           |           | 別 積 立 金   | 繰 越 利 益 剰 余 金 |          |           |
| 平成21年2月28日残高            | 1,165,507 | 1,119,796 | 16,117    | 2,340,000 | 357,040       | △372,069 | 4,626,392 |
| 事業年度中の変動額               |           |           |           |           |               |          |           |
| 剰余金の配当                  | -         | -         | -         | -         | △130,473      | -        | △130,473  |
| 当期純利益                   | -         | -         | -         | -         | 712,073       | -        | 712,073   |
| 自己株式の取得                 | -         | -         | -         | -         | -             | △14,622  | △14,622   |
| 合併に伴う自己株式の処分            | -         | -         | -         | -         | △63,112       | 142,029  | 78,917    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | -         | -         | -         | -         | -             | -        | -         |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -         | -         | -         | 518,486       | 127,406  | 645,893   |
| 平成22年2月28日残高            | 1,165,507 | 1,119,796 | 16,117    | 2,340,000 | 875,527       | △244,662 | 5,272,286 |

|                         | 評価・換算差額等     | 新株予約権  | 純資産合計     |
|-------------------------|--------------|--------|-----------|
|                         | その他有価証券評価差額金 |        |           |
| 平成21年2月28日残高            | △1,564       | 20,820 | 4,645,648 |
| 事業年度中の変動額               |              |        |           |
| 剰余金の配当                  | -            | -      | △130,473  |
| 当期純利益                   | -            | -      | 712,073   |
| 自己株式の取得                 | -            | -      | △14,622   |
| 合併に伴う自己株式の処分            | -            | -      | 78,917    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 766          | 6,834  | 7,600     |
| 事業年度中の変動額合計             | 766          | 6,834  | 653,494   |
| 平成22年2月28日残高            | △798         | 27,654 | 5,299,142 |

## (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### 1. 資産の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法
- (2) その他有価証券
  - ① 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
  - ② 時価のないもの 移動平均法による原価法
- (3) たな卸資産
  - ① 商品 主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）
  - ② 貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産(リース資産を除く)
    - 定率法
    - なお、主な耐用年数は次のとおりであります。
    - 建物 10～20年
    - 構築物 10～20年
    - 器具及び備品 5～10年
  - (2) 無形固定資産(リース資産を除く)
    - ソフトウェア 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法
  - (3) リース資産
    - 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。
  - (4) 長期前払費用 定額法
- ### 3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- |               |                                                                                                                     |
|---------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (3) ポイント引当金   | 将来のポイントサービスの利用による売上値引に備えるため、過去の使用実績に基づき将来使用されると見込まれる金額を計上しております。                                                    |
| (4) 退職給付引当金   | 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により翌事業年度から費用処理しております。 |
| (5) 役員退職慰勞引当金 | 役員の退職慰勞金の支払に充てるため、内規に基づく事業年度末支給額を計上しております。                                                                          |
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
- |           |                              |
|-----------|------------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によるおります。 |
|-----------|------------------------------|

#### 5. 重要な会計方針の変更

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法の変更

###### たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産については、従来、主として移動平均法による原価法によっておりましたが、当事業年度から「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 平成18年7月5日公表分）が適用されたことに伴い、主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）により算定しております。

これによる損益に与える影響はありません。

##### (2) リース取引に関する会計基準の適用

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度から「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第16号（平成6年1月18日（日本公認会計士協会 会計制度委員会）、平成19年3月30日改正））を適用し、通常の売買取引に係る会計処理に変更しております。また、所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しております。なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、前事業年度末における未経過リース料残高を取得価額とし、期首に取得したものとしてリース資産に計上する方法によっております。

これによる損益に与える影響は軽微であります。

(貸借対照表に関する注記)

|                       |             |
|-----------------------|-------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額     | 2,766,731千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 |             |
| (1) 短期金銭債権            | 1,880千円     |
| (2) 短期金銭債務            | 17,496千円    |

(損益計算書に関する注記)

|                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 関係会社との取引高    |           |
| 営業取引による取引高      |           |
| 売上高             | 13,615千円  |
| 仕入高             | 7,881千円   |
| 販売費及び一般管理費      | 125,713千円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | 9,104千円   |
| 2. 事業構造改善費用     |           |

平成21年9月1日付の子会社株式会社ユーブックの吸収合併を受け、その後、中核事業である「古本市場」のリアル店舗とオンラインサイト「古本市場online」の収益シナジー及びコストシナジーの最大化を目的として、「古本市場事業」と「EC事業」の物流センターの統合及び機能集約を決定し、事業構造改善費用98,471千円を特別損失として計上いたしました。その内訳は、商品廃棄関連損失82,756千円、賃借契約解約損10,765千円及び固定資産除却損4,949千円であります。



### 3. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。

| 場所   | 用途              | 種類                           |
|------|-----------------|------------------------------|
| 北海道圏 | アイ・カフェ店舗1店舗     | 建物、器具及び備品、リース資産、長期前払費用       |
| 関東圏  | 古本市場店舗2店舗       | 建物、構築物、器具及び備品、リース資産          |
|      | ファミリーマート店舗2店舗   | 建物、器具及び備品、リース資産              |
|      | E C事業本部         | 器具及び備品、ソフトウェア、長期前払費用         |
| 近畿圏  | アイ・カフェ店舗1店舗     | 建物、器具及び備品                    |
| 中国圏  | DonDonDown店舗1店舗 | 建物、構築物、器具及び備品、長期前払費用         |
|      | アイ・カフェ店舗1店舗     | 建物、構築物、器具及び備品、長期前払費用         |
|      | アイ・カフェ事業本部      | 建物、器具及び備品、ソフトウェア             |
| 九州圏  | 古本市場店舗1店舗       | 建物、器具及び備品、リース資産              |
|      | アイ・カフェ店舗1店舗     | 建物、器具及び備品、その他（無形固定資産）、長期前払費用 |

当社は、独立採算管理が可能である店舗または事業所ごとに資産をグルーピングしております。なお、遊休資産については当該資産単独でグルーピングしております。

営業損益において減損の兆候がみられた店舗及び今後の使用見込みが乏しい遊休資産については、将来の回収可能性を勘案したうえで固定資産の帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失（297,169千円）として特別損失に計上いたしました。その内訳は、建物194,061千円、構築物7,780千円、器具及び備品27,096千円、リース資産40,100千円、ソフトウェア1,953千円、その他（無形固定資産）21,999千円、長期前払費用4,175千円であります。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、備忘価額により評価しております。

### 4. 関係会社株式評価損

子会社である株式会社アイ・カフェ及び株式会社ユーブックの株式を減損処理したものであります。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 32,926株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産の発生 の主な原因別の内訳

| 繰延税金資産    |             |
|-----------|-------------|
| 減価償却費     | 583,529千円   |
| 未払事業税     | 13,515千円    |
| 賞与引当金     | 45,439千円    |
| ポイント引当金   | 112,364千円   |
| 退職給付引当金   | 79,587千円    |
| 役員退職慰労引当金 | 58,675千円    |
| その他       | 107,366千円   |
| 繰延税金資産小計  | 1,000,479千円 |
| 評価性引当額    | △27,093千円   |
| 繰延税金資産合計  | 973,386千円   |

繰延税金資産合計は貸借対照表の以下の項目に含まれております。

|             |           |
|-------------|-----------|
| 流動資産－繰延税金資産 | 237,464千円 |
| 固定資産－繰延税金資産 | 735,921千円 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目の内訳

|                    |        |
|--------------------|--------|
| 法定実効税率             | 40.4%  |
| (調整)               |        |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | 0.3%   |
| 住民税均等割             | 7.8%   |
| 株式報酬費用             | 0.4%   |
| 繰延税金資産に係る評価性引当て    | △1.8%  |
| 子会社との合併による影響額      | △60.2% |
| その他                | △0.8%  |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率  | △13.9% |

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社等

| 種 類 | 会社等の名称    | 資本金又は出資金<br>(千円) | 事業の<br>内容<br>又は職業 | 議決権等<br>の所有<br>(被所有)<br>割合(%) | 関係内容           |                | 取引の内容               | 取引金額<br>(千円)      | 科 目 | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-----------|------------------|-------------------|-------------------------------|----------------|----------------|---------------------|-------------------|-----|--------------|
|     |           |                  |                   |                               | 役員<br>の<br>兼任等 | 事業上<br>の<br>関係 |                     |                   |     |              |
| 子会社 | 株式会社ユーブック | 269,969          | インターネットによる通信販売    | 70.8                          | —              | 当社商品の販売委託      | ゲーム販売委託<br>販売手数料の支払 | 106,051<br>25,170 | —   | —            |

(注) 1. 上記関連当事者との取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記関連当事者との取引については、市場価格を勘案して一般的取引条件と同様に決定しております。

3. 株式会社ユーブックについては、平成21年9月1日付をもって当社に吸収合併されており、記載の金額は当事業年度の期首から平成21年8月31日までの取引金額であります。

(追加情報)

当事業年度から、「関連当事者の開示に関する会計基準」(企業会計基準第11号 平成18年10月17日)及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日)を適用しております。なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

(企業結合等に関する注記)

共通支配下の取引等

1. 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式及び結合後企業の名称、企業結合日、並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

①結合企業の名称 株式会社ティーツー (当社)

事業の内容 古本、テレビゲームソフト・ハード、CD、DVD等の販売・買取、新刊書籍の販売及びビデオレンタル業務(古本市場事業)

②被結合企業の名称 株式会社ユーブック (子会社)

事業の内容 古本、テレビゲームソフト・ハード、CD、DVDのECサイトを通じての販売・買取(EC事業)

③被結合企業の名称 株式会社アイ・カフェ (子会社)

事業の内容 インターネット・コミック・カフェの店舗運営及びフランチャイズ事業(アイ・カフェ事業)

(2) 企業結合の法的形式及び結合後企業の名称

当社を吸収合併存続会社、株式会社ユーブック及び株式会社アイ・カフェを吸収合併消滅会社とする吸収合併であり、結合後企業の名称は株式会社ティーツーであります。

(3) 企業結合日

平成21年9月1日

(4) 取引の目的を含む取引の概要

本合併は、急速な経営環境の変化に対し、より一層グループ経営の戦略性と機動性を高めるとともに、経営資源の最適化及び事業セグメント間のシナジーの最大化並びに本部機能の集約による効率性の追求によってアイ・カフェ事業及びE C事業の業績改善を図り、当社グループ全体の企業価値を高めることを目的として実施するものであります。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に係る会計基準」（企業会計審議会 平成15年10月31日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分）に基づき、共通支配下の取引等として処理しております。

3. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

(1) 株式会社ユーブック

| 資産   |          | 負債   |          |
|------|----------|------|----------|
| 項目   | 帳簿価額(千円) | 項目   | 帳簿価額(千円) |
| 流動資産 | 197,995  | 流動負債 | 89,102   |
| 固定資産 | 38,611   | 固定負債 | 2,556    |
| 合計   | 236,606  | 合計   | 91,658   |

(2) 株式会社アイ・カフェ

| 資産   |           | 負債   |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 項目   | 帳簿価額(千円)  | 項目   | 帳簿価額(千円)  |
| 流動資産 | 185,624   | 流動負債 | 765,170   |
| 固定資産 | 1,000,324 | 固定負債 | 318,889   |
| 合計   | 1,185,948 | 合計   | 1,084,059 |

(1 株当たり情報に関する注記)

- |               |            |
|---------------|------------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 10,167円31銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 1,393円38銭  |

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年4月9日

株式会社 ティーツー  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 笹井和廣 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中桐光康 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ティーツーの平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年3月1日から平成22年2月28日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視および検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および第3号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書および株主資本等変動計算書）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

平成22年4月15日

株式会社 ティーツー 監査役会  
常勤監査役（社外監査役） 武田 由隆 ㊟  
常勤監査役（社外監査役） 西川 豊 ㊟  
社外監査役 平田 修 ㊟  
社外監査役 岡本 博之 ㊟

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、通期業績が堅調に推移したこと及び連結子会社2社の吸収合併による税効果会計等の影響で当期純利益が当初予想より上回ったこと、並びに将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勧奨し、次のとおりとさせていただきますと存じます。

なお、内部留保金につきましては、人材育成の強化、中核事業の進化、新規事業・新規市場の開拓など企業価値向上のための投資等に活用し、将来の事業展開を通じて株主の皆様へ還元させていただく所存であります。

#### 1. 期末配当に関する事項

##### ① 配当財産の種類

金銭といたします。

##### ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき170円といたしたいと存じます。この場合の配当総額は88,140,580円であります。

なお、当期の配当金につきましては、中間配当金1株につき130円と合わせまして、1株につき300円であります。

##### ③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年5月27日といたしたいと存じます。

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

##### ① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 600,000,000円

##### ② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 600,000,000円

## 第2号議案 取締役2名選任の件

取締役片山靖浩氏及び寺田勝宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)           | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                  | 所有する当社株式の数 |
|-------|------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 片山 靖浩<br>(昭和38年12月5日生) | 平成6年10月 サミー工業株式会社(現サミー株式会社)入社<br>平成15年6月 当社入社<br>平成15年6月 当社執行役員サービスカンパニー経営企画部長兼経理財務部長<br>平成16年3月 当社執行役員サービスカンパニーCFO兼経営企画部長兼経理財務部長<br>平成16年10月 インターピア株式会社取締役(現任)<br>平成18年5月 当社取締役CFO兼サービスカンパニー経営企画部長兼経理財務部長<br>平成18年5月 株式会社アイ・カフェ(現当社)取締役<br>平成18年11月 当社取締役CFO兼サービスカンパニー経理財務部長<br>平成19年3月 当社取締役CFO兼CIO兼サービスカンパニー経営企画部長兼経理財務部長<br>平成20年3月 当社常務取締役CFO兼経営管理本部長兼経営企画部長兼経理財務部長<br>平成21年5月 当社常務取締役CFO兼管理本部長兼経営企画部長兼経理財務部長<br>平成22年3月 当社常務取締役CFO兼経営企画部長兼経理財務部長、経営企画部・経理財務部・情報企画部管掌(現任) | 206株       |
| 2     | 寺田 勝宏<br>(昭和42年1月19日生) | 平成2年4月 エイアイユーインシュアランスカンパニー入社<br>平成9年2月 当社入社<br>平成13年3月 当社店舗開発部長<br>平成13年8月 当社執行役員店舗開発部長<br>平成16年3月 当社執行役員事業開発カンパニーCFO兼サービスカンパニー店舗開発部長<br>平成18年5月 当社執行役員事業開発カンパニーCEO兼店舗開発部長兼施設開発部長<br>平成19年3月 当社執行役員古本市場カンパニーCFO兼店舗運営部長兼販売促進部長<br>平成20年3月 当社執行役員営業副本部長兼店舗運営部長兼販売促進部長<br>平成20年5月 当社取締役営業副本部長兼店舗運営部長兼販売促進部長<br>平成22年3月 当社取締役営業副本部長兼店舗運営部長兼販売促進部長、店舗開発部管掌(現任)                                                                                                                      | 2,596株     |

(注)各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。



### 第3号議案 監査役2名選任の件

監査役岡本博之氏は、本総会終結の時をもって辞任し、監査役武田由隆氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴及び当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|-----------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1     | 武田由隆<br>(昭和24年5月11日生) | 昭和49年4月 株式会社日本不動産銀行（現株式会社あおぞら銀行）入行<br>平成9年6月 同行資本市場部長<br>平成11年7月 同行投資銀行部部長<br>平成12年9月 株式会社インフォプラント（現ヤフーバリューインサイト株式会社）監査役（現任）<br>平成18年5月 当社監査役<br>平成19年4月 当社常勤監査役（現任）<br>平成20年5月 株式会社ユープック（現当社）監査役<br>平成22年3月 インターピア株式会社監査役（現任）                                                                                                                                                                                                                                     | 一株         |
| 2     | 北村清人<br>(昭和34年7月3日生)  | 昭和58年4月 黒石株式会社入社<br>平成3年11月 当社入社<br>平成4年5月 当社取締役<br>平成12年5月 当社常務取締役<br>平成13年3月 当社専務取締役<br>平成14年3月 当社専務取締役事業開発カンパニーCEO兼物流センター部長<br>平成14年10月 当社専務取締役事業開発カンパニーCEO<br>平成15年3月 当社常務取締役事業開発カンパニーCEO<br>平成16年3月 当社常務取締役アイ・カフェカンパニーCEO兼事業開発カンパニーCEO<br>平成18年5月 株式会社アイ・カフェ（現当社）代表取締役社長<br>平成19年3月 当社取締役<br>平成19年3月 株式会社アイ・カフェ（現当社）取締役会長<br>平成20年3月 当社営業本部付担当部長<br>平成20年10月 当社店舗運営部DON DON DOW N担当部長<br>平成20年10月 当社店舗運営部DON DON DOW N担当部長兼Don Don Down on Wednesday四十瀬店長（現任） | 3,806株     |

- (注)
- 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
  - 武田由隆氏は、社外監査役候補者であります。
  - 武田由隆氏を社外監査役候補者とした理由は、これまで培ってきたビジネス経験及び当社でのこれまでの監査役としての経験を、当社監査体制の強化に活かしていたためであります。
  - 武田由隆氏は、現在、当社の社外監査役であります。社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。

## 第4号議案 大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の更新の件

平成20年5月27日開催の当社定時株主総会決議に基づき導入した、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（以下「旧施策」といいます。）の有効期間は、本定時株主総会の終結の時をもって満了となります。当社は、旧施策の有効期間の満了を迎えるにあたり、旧施策導入後の実務の動向等さまざまな側面から検討をしましてまいりました結果、旧施策の内容を承継し、更新することいたしました。（以下、更新の施策を「本施策」といいます。）

なお、本施策の導入につきましては、当社監査役4名（4名とも社外監査役）の全員から、本総会における株主の皆様のご承認と本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として同意いただいております。

### 第1 本施策導入の目的について

#### 1. 本施策の目的

当社は、当社に対し買収提案が行われた場合に、これを受け入れるか否かの判断は、その時点における当社株主に委ねられるべきであると考えております。また当社は、その場合に当社株主が、十分な情報と相当な検討期間に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行えるようにすることが、企業価値及び株主共同の利益の確保と向上のために必要であると考えております。

このような考え方のもと、本施策は、特定株主グループの議決権保有割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権保有割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（取引所有価証券市場における買付、公開買付、その他具体的な買付方法の如何を問いませんが、当社取締役会が予め同意したものを除きます。以下、係る買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）が、当社グループの企業価値に重大な影響を及ぼす場合において、当社グループの企業価値を確保し又は向上させるため、大規模買付行為に適切な対応を行うことを目的としております。また、大規模買付行為に関する対応策発動の是非を検討する際には、その時点における当社取締役会が自己の保身を図るなど、恣意的判断が入る余地のない適正な手続を取り、できるだけ株主意思を反映させるため、株主総会等を通じて発動の是非を検討することとしております。

ここに、特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注2）及びその共同保有者（注3）、又は②当社株券等の買付等（注4）を行う者及びその特別関係者（注5）をいい、議決権保有割合とは、特定株主グループが上記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注6）をいい、特定株主グループが上記②の場合においては当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合（注7）の合計をいいます。

- (注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。
- (注2) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- (注3) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。
- (注4) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。
- (注5) 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。
- (注6) 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。
- (注7) 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等保有割合をいいます。

## 2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み

### (1) 当社グループの基本的な事業運営の考え方

当社グループは、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業も「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての「顧客価値の創造」という共通した事業コンセプトのもとに事業運営を行っております。

古本市場事業は、主力業態の「古本市場」、取扱商品を絞り込んだ駅前小型店の「ふる1(いち)」、新刊書籍を取扱う「ブック・スクウェア」の3業態を展開し、創業地である岡山県及び京阪神・埼玉県にドミナント出店を行い、ドミナントエリア内の知名度を高め、効率的なチェーンオペレーションを実現しております。

古本市場事業では、書籍・ゲーム・CD・DVDという商材の複合化、新品とリサイクル品の複合化という様々な複合化を図ることで、お客様の様々なご要望にお応えする店舗づくりに努めております。また、リサイクル品については、買取・販売に適合する品質基準の設定、市場動向や在庫状況により常に変更を求められる商品ごとの価格設定、あるいは品揃え・在庫確保に固有のノウハウとシステムと人材が必要とされ、新品商品の人気アイテムについては、生産数量が限定されている場合が多く、メーカーや卸業者等の取引先との長年にわたる信頼関係の構築が不可欠な事業であります。

当社では、この事業に必要となる固有の要件を満たすことにより、新品に比べ相対的に低価格でリサイクル品を提供し、お客様に価値を認めていただいております。また、リサイクル品の取扱いは、リユース事業と言い換えることもできます。当社事業の拡大はリユースを促進し、地球温暖化防止、CO<sub>2</sub>排出抑制、地球環境保全に寄与するという側面をもち、社会的価値を有するものであり、今後ますますその重要性が増すものと考えております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。このことは、インターネットを通じて「古本市場」店舗と同様の価値をお客様に提供するEC事業も全く同様であります。また、快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業においても、グループ共通の経営理念、事業コンセプトに基づき、古本市場事業で培ったコミックやゲームのノウハウの活用、取引先やフランチャイジーとの一体感を醸成する

ことで、より一層のお客様の満足を高め、企業価値の向上を図るとともに社会的使命を果たすことができるものと考えております。

このように、当社グループの事業においては、顧客、株主、取引先、従業員、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和・環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社グループの企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行ってきたひとつの帰結として、古本市場事業とこれらの関連事業との有機的な運営によって確保・向上されるべきものと考えております。

## (2) グループ経営理念

当社グループは、古本市場事業、EC事業、アイ・カフェ事業から構成されており、いずれの事業においても「満足を創る」をグループ共通の経営理念とし、日常生活における廉価な娯楽を提供することを通じて「顧客価値の創造(Customer Value Creation)」を目指した事業運営を行っております。

この「顧客価値の創造」を実現するために、

- ① 変化を観る「目」をもつ
- ② お客様の声を聴く「耳」をもつ
- ③ 親しみと感謝の気持ちを表す「口」をもつ
- ④ 自らを律し、常に向上しようとする「心」をもつ
- ⑤ 常に新しい価値と独創性を創り出す「頭」をもつ
- ⑥ お客様が次に何を望むのか、時代がどう変わるのかを感じる「勘」をもつ
- ⑦ お客様に親身にそしてけなげに接するひたむきな「姿勢」をもつから成る「テイツーの七感」を定め、当社グループの役員・従業員が事業活動のあらゆるプロセスにおいて常に心に留め、書籍・ゲーム・映像・音楽・快適な時間と空間の提供という各分野において顧客価値・顧客満足を創造し、文化の一翼を担うことで社会に貢献したいと考えておりません。

当社グループは、上述の考え方をもとに、日々の事業活動を通じて、企業としての社会的責任を果たし、健全な事業成長を遂げることに、社会の発展に貢献することを目指しております。

### (3) グループ経営計画

当社グループは、日常生活におけるエンタテインメント商品や快適な時間と空間の提供を通じて、お客様の満足を創り、社会に貢献することを事業の目的としており、当社グループの中期経営目標として、連結ROEの向上(20%以上)と自己資本比率の向上を定めております。また、中期経営目標を達成するため、それぞれの事業において中期経営計画を次のように定めております。

書籍・ゲーム・映像・音楽の分野で新品とリサイクル品の買取・販売を行う店舗を運営する古本市場事業につきましては、現時点におきましてはキャッシュフローを生み出す当社グループの中核事業であります。市場の成熟化・競合の激化が進んでいる事業でもあり、ドミナントエリアにおける継続的な新規出店やスクラップ&ビルド、既存店の活性化などにより持続的安定成長を目指しております。

また、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・映像・音楽の買取・販売をインターネットを通じて行うEC事業につきましては、古本市場店舗のない地域のお客様にも古本市場店舗と同様の商品やサービスを提供することができる古本市場事業を補完する事業であり、ブロードバンド環境やインターネット・携帯電話の普及とともに成長を期待できる事業であります。古本市場事業で培ったノウハウを活かして今後の当社グループの事業拡大を担う事業と位置づけております。

快適な時間と空間を時間制課金型で提供するインターネット・コミック・カフェの店舗運営を行うアイ・カフェ事業につきましては、インターネット・コミック・カフェ市場の急成長とともに新規参入事業者が増加し競争環境が厳しくなっておりますが、今後も成長が続く事業分野であると認識しております。当社グループでは、アイ・カフェ事業が設備投資先行型の事業特性であることから、古本市場事業で確立したフランチャイジー展開・コミックの品揃えのノウハウ等を活用し、フランチャイジーを中心とした店舗拡大により規模の拡大を図りつつ、確固たる収益基盤を築き、当社グループの利益成長に貢献する事業に育成する計画

であります。

このような中期経営計画を着実に遂行することにより、「顧客価値を創造」し、企業価値の向上を図り、株主・顧客・従業員・取引先・フランチャイジー・地域社会の皆様の「満足を創る」ことができるものと確信しております。

#### (4) 利益還元の考え方

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと位置づけ、企業価値の向上に努めております。利益還元につきましては、将来の事業展開に備えた内部留保の充実を勘案し、連結配当性向25%以上を目処として、連結業績に応じた配当を安定的に実施することを基本方針としております。また、キャッシュフローの状況に応じて、自己株式の取得など機動的な株主還元策を併せて講じることにより、総合的な株主還元性向を高めていきたいと考えております。

### 3. 本施策の必要性

大規模買付者の行う大規模買付行為であっても、株主の皆様がこれを受け入れて大規模買付行為に応じるか否かの判断は、最終的に株主の皆様の判断に委ねられるべきものであります。平成22年2月末時点で、当社の議決権の36.3%は当社創業者及びその資産管理会社が保有しておりますが、大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えうるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。

にもかかわらず、実際には、大規模買付者に関する十分な情報の提供なくしては、株主の皆様が、当該大規模買付行為により当社グループの企業価値に及ぼす影響を適切に判断することは困難であります。とりわけ、上述した当社グループの企業価値に関わる特殊事情をも考慮すると、当社は、大規模買付者をして株主の皆様判断に必要なかつ十分な情報を提供せしめること、さらに、大規模買付者の提案する経営方針等が当社グループの企業価値に与える影響を当社取締役会が検討・評価して株主の皆様判断の参考に供すること、場合によっては、当社取締役会が大規模買付行為又は当社グループの経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行い、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替的提案を株主の皆様に提示することが、当社の取締役としての責務であると考えております。

さらに、近時の日本の資本市場と法制度のもとにおいては、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすような大規模買付行為がなされる可能性も、決して否定できない状況にあります。係る状況のもとにおいては、当社は、大規模買付者による情報提供、当社取締役会による検討・評価といったプロセスを確保するとともに、当社グループの企業価値又は株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付行為に対する対抗措置を準備しておくことも、また当社の取締役としての責務であると考えております。

そこで、当社は、係る見解を具体化する施策として、大規模買付者が従うべき一定の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）、並びに、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は大規模買付行為によって当社グループの企業価値が毀損される場合に当社がとりうる対抗措置（以下「大規模買付対抗措置」といいます。）について、その要件及び内容を予め設定するに至ったものであります。なお、大規模買付対抗措置の発動を検討する際には、取締役会による恣意的な判断を避け、会社と株主の皆様との間で十分にコミュニケーションを図ることが重要であるとの認識のもと、株主意思の反映にも最大限配慮しております。

なお、本施策は、経済産業省及び法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」や、株式会社大阪証券取引所の「JASDAQ等における企業行動規範に関する規則」第10条における遵守事項を充足している等、株主の皆様のために合理的に機能するような設計がなされております。

## 第2 本施策の内容について

### 1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供（後記2.(1)）と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.(2)）を要請しております。



本施策においては、次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として（後記3. (1)）、その発動の要件を、①大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又は②株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました（後記3. (2) (3)）。

## 2. 大規模買付ルール

### (1) 取締役会に対する情報提供

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下「本情報」といいます。）を書面で提供していただきます。これは、当該大規模買付行為に関し、株主が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

本情報の具体的な内容は大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社代表取締役宛に、大規模買付者の名称、住所又は本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）及び提案する大規模買付行為の概要を明示した、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととし、当社代表取締役は、係る意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供いただく本情報のリストを当該大規模買付者に対して交付します。本情報の一般的項目は以下のとおりであります。

- ①大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の概要（沿革、役員構成、主要業務、主要株主、グループ組織図、直近3ヵ年の有価証券報告書又はこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ②大規模買付行為の目的及び具体的内容
- ③大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）の株券等保有割合及び保有株券等の数
- ④大規模買付行為における当社株券等の取得価額の算定根拠、取得資金の裏付け、並びに資金調達の具体的内容及び条件

⑤大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）が当社グループの経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値及び算出根拠、並びに役員候補者及びその略歴

⑥大規模買付行為に係る特定株主グループ（大規模買付者を含む。）と当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係及び競合関係

⑦大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割

⑧当社グループの従業員、主要取引先、顧客、地域社会その他の当社グループの利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容

⑨現金以外の対価をもって大量買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報

⑩大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載又は記載の欠落を含まない旨の、責任者による宣誓

大規模買付者が提出した本情報が不十分であると認められる場合は、当社取締役会が、大規模買付者に対し、追加的に情報提供を求めることがあります。また、大規模買付者が提出した本情報は、株主の皆様判断に必要かつ適切と認められる範囲において、必要かつ適切と認められる時点で、その全部又は一部を開示いたします。

## (2) 取締役会における検討及び評価

次に、大規模買付者には、意向表明書による当社取締役会に対する本情報の提供を完了した日から本項に定める一定期間（以下「評価期間」といいます。）が経過するまでは、大規模買付行為を行わないこととしていただきます。これは、株主共同の利益のため、当社取締役会に、本情報の検討及び評価、大規模買付者との交渉及び協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替的提案の作成及び提示等を行う機会を与えていただくためであります。

評価期間は、原則として、90日といたします。（以下「当初評価期間」といいます。）ただし、当社取締役会が、当初評価期間の満了までに、

大規模買付対抗措置を発動するか否かにつき、株主意思確認手続に付する旨を決定し、これを大規模買付者に通知した場合は、評価期間は、当該株主意思確認手続の終了する日まで延期されるものといたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された本情報の検討及び評価を行い、当該大規模買付行為又は当該大規模買付者の提案に係る経営方針等についての当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉及び協議を行い、当社取締役会として、株主の皆様に対し、当社グループの経営方針等についての代替的提案を提示することもあります。

### 3. 大規模買付対抗措置

#### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が大規模買付ルールに定める手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)に述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を満たす場合は、当社取締役会は、新株予約権の発行、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な大規模買付対抗措置を決議することができるものといたします。

具体的な大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当の方法によって新株予約権を発行する場合の募集事項の概要は、別紙に定めるとおりといたします。この新株予約権には、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属さないことなどの行使条件を付する場合があります。なお、機動的に新株予約権の発行ができるよう、新株予約権の発行登録書を提出する場合があります。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものといたします。

①大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、又はその他大規模買付ルールに定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の

発動を決議することができるものといたします。

- ②大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合であっても、取締役会が後記(3)②の株主意思確認手続に付することが相当であると判断し、当該手続において、大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られたときは、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものといたします。

(3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性及び合理性を担保するため、次の各号に定める手続を経るものといたします。

①監査役の賛同

当社取締役会は、前記(2)の①の要件に該当するとの判断、及び後記②の株主意思確認手続に付するとの判断、並びに最終的な具体的な大規模買付対抗措置の発動の決議にあたっては、必要に応じて外部専門家の助言も受けつつ、当社社外監査役を含む監査役全員の賛同を得るものといたします。

②株主意思確認手続

当社取締役会が、前記(2)①の要件に該当しないにもかかわらず、大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、本項に定める大規模買付対抗措置の発動に関する株主の皆様意思を確認する手続（以下「株主意思確認手続」といいます。）において、総株主の投票権の3分の1以上を有する株主が投票を行い、その投票権の過半数の賛同を得るものといたします。

当社取締役会は、大規模買付者が意向表明書による当社取締役会に対する情報提供を完了した後、株主意思確認手続に付する可能性があるかと判断するときは、予め、株主意思確認手続において投票権を行使しうる株主を確定するための基準日（以下「株主投票基準日」といいます。）として、当初評価期間の満了後であって株主確定に係る実務に照らして定めることのできる最も早い日を定めます。株主投票基準日は、その2週間前までに公告するものといたします。

当社取締役会は、当初評価期間の満了までに、大規模買付対抗措置の発動につき、株主意思確認手続に付するか否か及び株主意思確認手

続に付する場合の方法を決定し、大規模買付者に通知するものいたします。

株主意思確認手続は、株主の皆様の手書による投票（以下「書面投票」といいます。）又は株主意思確認手続のために開催される総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）における投票により行います。株主意思確認手続において投票権を行使することのできる株主は、株主投票基準日の最終の株主名簿に記録された株主とし、各株主は、株式に係る議決権1個につき1個の投票権を有するものいたします。

書面投票による場合は、当社は、書面投票日の3週間前までに、株主投票基準日現在の株主に対し、投票すべき議案、投票日（以下「書面投票日」といいます。）、書面投票日までに投票用紙が当社に到達すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載又は添付した投票用紙を、発送するものいたします。

株主意思確認総会における投票による場合は、株主意思確認総会の招集手続及び投票権の行使の方法は、法令及び当社定款に基づく株主総会の招集手続及びこれらにおける議決権行使方法に準じるものいたします。

なお、株主意思確認手続中であっても、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合は、当社取締役会は、いつでも株主意思確認手続を中止し、前記(3)①の手続に従って適切な大規模買付対抗措置を発動することができます。

#### 4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更

本施策は、平成22年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成22年5月26日開催予定）において議案として諮り、出席株主の皆様のご過半数の賛成を得ることを停止条件として導入いたします。また、有効期間は平成24年5月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までといたします。

そして、本施策の有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益の確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は取締役会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものいたします。

### 第3 本施策の合理性について

#### 1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1に述べたとおり、本施策は、株主の皆様をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社グループの企業価値及び株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき大規模買付ルール、並びに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の要件及び内容を予め設定するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的とするものです。

また、前記第2に述べた大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上という目的に照らして合理的であり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

#### 2. 事前開示

本施策における大規模買付ルールの内容並びに大規模買付対抗措置の内容及び発動要件は、いずれも前記第2において具体的かつ明確に示したところであり、株主の皆様、投資家及び大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

#### 3. 株主の皆様の意思の反映

(1) 前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成22年5月26日開催予定の定時株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入いたします。また、その有効期間は、平成24年開催予定の定時株主総会終結の時までとされており、そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。

したがって、本施策の継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様の意思が反映されるものと考えます。

(2) また、前記第2の3.のとおり、本施策においては、前記第2の3.(2)①のような客観的な要件によらずに大規模買付対抗措置を発動する場合には、株主意思を最大限反映させるため、株主総会の手続に準じた株主意思確認手続において株主の皆様の賛同を得るものとしておりません。

したがって、本施策における大規模買付対抗措置の発動の是非の判断には、必要に応じて株主の皆様が意思が適切に反映されるものと考えます。

#### 4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第2の3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第2の3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

#### 5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記第2の4.の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していないため、本施策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

#### 第4 本施策が株主の皆様及び投資家に及ぼす影響について

##### 1. 大規模買付ルールが株主の皆様及び投資家に及ぼす影響

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではないので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。

大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主の皆様及び投資家におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

##### 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主の皆様及び投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は、法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主に対する無償割当の方法によって新株予約権の発行がなされる場合は、当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割当てられますので、名義書換未了の株主様には、当該基準日まで名義書換を完了していただく必要があります。また、新株予約権の行使に際しては、株主の皆様には、新株を取得するために、所定の期間内に一定の金額の払込みを行っていただく必要があります。係る手続を行わない場合は、当該株主様の議決権保有割合が希釈化することになります。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭を払込むことなく当社株式を受領することになります（なお、この場合、係る株主の皆様には、別途、当該大規模買付行為に係る特定株主グループに属する者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。）。



## 別紙

### 新株予約権の募集事項の概要

#### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその割当条件

当社取締役会で定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）

1株につき1個の割合で新株予約権を割当てる。

#### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

#### 3. 割当てる新株予約権の総数

割当てる新株予約権の総数は、1,400,000個を上限として、取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当てる新株予約権の総数がこの上限を超えない範囲で、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

#### 4. 新株予約権の払込金額

無償とする。

#### 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。

#### 6. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社の承認を要するものとする。

#### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 8. 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者に行使を認めないこと（ただし、本施策の当初導入時に既に議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者による行使は当社取締役会決議により認めることができる。）等を行使条件として定める。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

#### 9. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

## 第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本總會終結の時をもって辞任により監査役を退任されます岡本博之氏に対し、在任中の功勞に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その金額、時期及び方法等につきましては、監査役の協議にご一願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は次のとおりであります。

| 氏 名     | 略 歴                 |
|---------|---------------------|
| 岡 本 博 之 | 平成12年5月 当社監査役 現在に至る |

以 上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

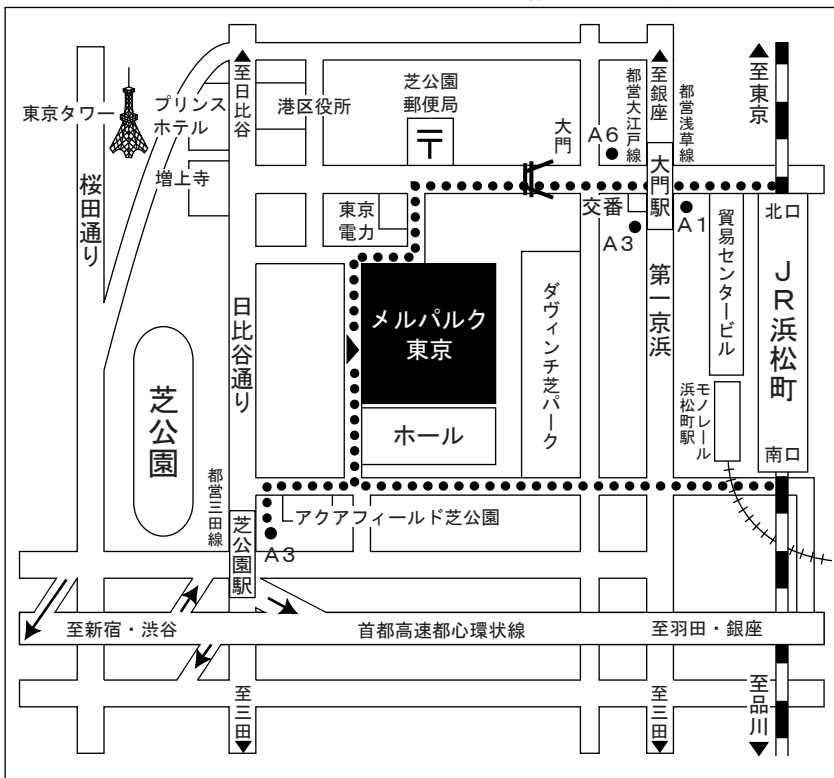
A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 18 lines.

# 株主総会会場ご案内図

〒105-8582 東京都港区芝公園二丁目5番20号  
メルパルク東京 5階 瑞雲の間



会場まで

- JR  
浜松町駅（北口）又は（南口）S5階段「金杉橋方面」から徒歩8分
- モノレール  
浜松町駅（北口）から徒歩8分
- 地下鉄  
芝公園駅（都営三田線）A3出口から徒歩2分  
大門駅（都営浅草線、都営大江戸線）A3出口から徒歩4分  
A6出口から徒歩4分  
A1出口から徒歩5分

◎会場へのお車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。